

令和6年4月1日
岐阜県健康福祉部高齢福祉課

各務原市内における通所介護に係る指定居宅サービス事業者の新規指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第10項等では、市町村長は、市町村介護保険事業計画における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため、都道府県知事に対し、新規指定等をしないこと等について協議を求めることとされています。

岐阜県では、各務原市からの上記に関する協議に応じ、令和6年4月から、各務原市内における通所介護に係る指定居宅サービス事業者の新規指定について、下記のとおり取り扱うことといたしますので、新規指定を申請される場合はご注意願います。

- 各務原市内における通所介護事業所の新規指定については、事前に各務原市へ相談を行い、各務原市から新規指定に関して以下に該当せず、**適当と認められる旨の意見書の提出があった場合のみ**、新規指定を行うこととします。

【各務原市において新規指定が適当とされない場合】

- ① 通所介護の定員が、各務原市第9期介護保険事業計画で定める各年度の見込量に既に達している場合、又は申請によって当該見込量を超えることとなるとき
- ② その他上記計画の達成に支障を生じるおそれがあるとき

【対象とする地域】

各務原市全域

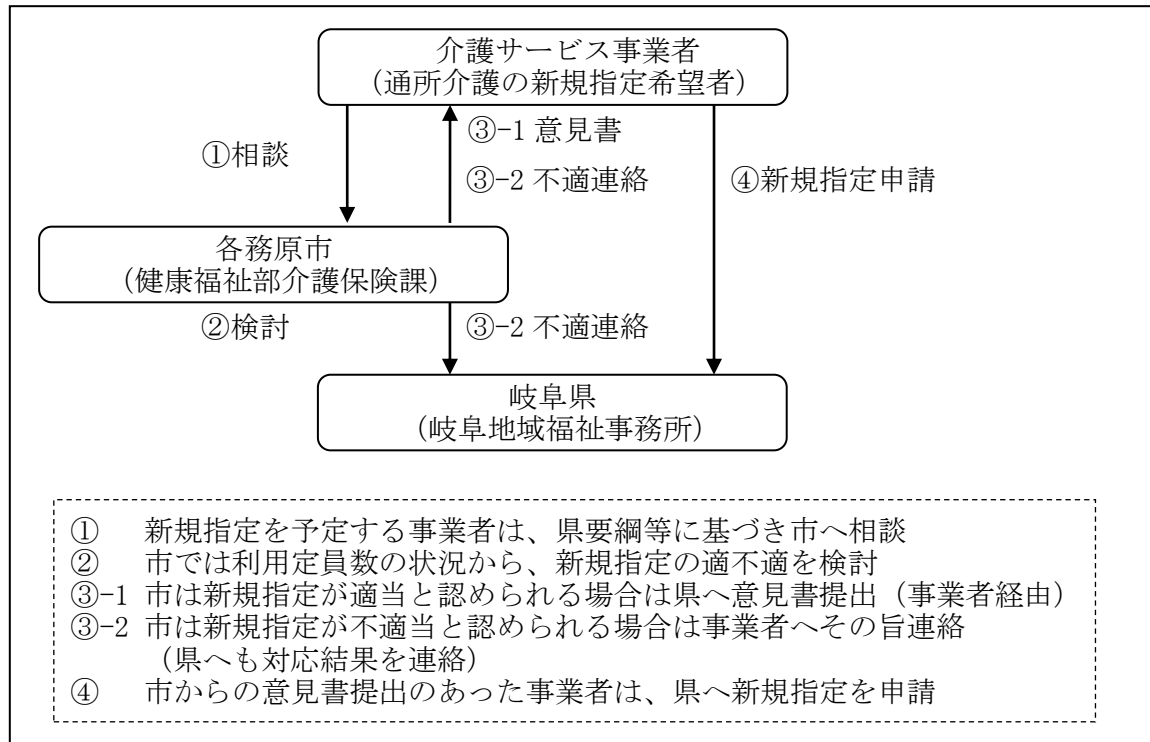
【開始時期】

令和6年4月1日から

【対象とする期間】

第9期各務原市介護保険事業計画期間（令和6年4月1日から令和8年度まで）

【各務原市内における県の通所介護事業所の新規指定の流れ】



各務原市役所連絡先

岐阜県各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係
TEL : 058-383-2067(直通) FAX : 058-383-6365(代表)
代表メール : kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

○介護保険法第70条第10項に基づく市町村長からの協議の求めに関する要綱

○介護保険法第70条第10項に基づく各務原市長からの協議の求めに関する実施要領